

令和3年度 えべつ地域創生の会 行政調査報告書

1 調査年月日

令和4年1月13日(木)～14日(金)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

(1) 武雄市の市立病院の民間移譲について

【調査地】

佐賀県武雄市

3 議員名

石田 武史

岡 英彦

猪股 美香

鈴木 誠

本間 憲一

宮本 忠明

4 調査報告書

別紙のとおり

令和4年1月14日、佐賀県武雄市企画政策課及び新武雄病院へ「武雄市の市立病院の民間移譲について」の行政調査を行った。

## 1 武雄市の概要

武雄市は佐賀県の西部に位置する人口は約4万8千人の市である。平成18年3月1日に旧武雄市・山内町・北方町の1市2町が合併し誕生した。周囲を山地に囲まれており、市街地は盆地部分に形成されている。

## 2 市立病院の民間移譲について

### (1) 市民病院の当時の課題について

民営化された現在の新武雄病院以前の武雄市民病院は、国立療養所武雄病院として設立されていた病院が、平成12年に近隣の国立病院と統合されることに伴い、市内から基幹的医療機関が無くなることを避けるため、国立病院の施設を引き継いで一般病床135床・結核病床20床の市民病院として開設されていたものである。

武雄市民病院は市内唯一の救急受け入れ機関であったが、建物が古く、アクセスが悪いという課題があった。また、医業収益の低さ、人件費6割という高コスト体質、結核病床の利用率低迷から毎年の純損失が続き、累積欠損金が平成20年で10億円にまで膨らみ続けていたという課題があった。更に、平成20年4月には医師不足により救急医療休止、午後の診療休止の状態にあった。

### (2) 民間移譲という経営形態を選択した理由について

平成17年から平成18年にかけて、経営診断・経営改善のための委託調査が行われ、平成19年からの庁内での議論・検討を行い、民営化の基本方針が決定された。経営形態の見直しに当たっては、独立行政法人化と民営移譲の比較がなされたが、経営ノウハウ、医師の確保の面で、民営の方が優れるとの判断がなされた。

尚、移譲先法人の公募においては、病床数の確保、診療科の維持が条件となっていた。

### (3) 民間移譲時の市民理解と職員の待遇について

移譲先法人を公募し、移譲先選考委員会が優先交渉者を決定する一連のプロセスの中で、公開市民説明会が行われた。民間移譲後の病院に勤務を希望する職員については、全員採用することが公募条件に付されており、また、3年間の給与保証を行った。約3割の職員が移譲先病院の職員となった。

平成20年7月に民間移譲先が決定したが、地元医師会は民間移譲に反対の緊急声明を發表し、市長のリコール運動などが行われた。平成20年12月に市長辞職による再選挙が行われ、現職市長が当選したことにより民間移譲の方針が継続された。

### (4) 民間移譲による市の財政負担の変化について

民間移譲以前は、公営企業法の基準に準じた金額となる約1.5億円が一般会計から繰り出されていた。民間移譲時の清算においては、累積欠損金の解消や退職手当な

どで約16億円を一般会計で負担している。清算にあたっては基金を利用したほか、特別交付税措置もあったとのことである。

民営化後は、一般会計から医療法人への繰り出しは行っていない。救急医療の維持などを目的とした補助金等の支出も行っていないとのことである。医療法人は、固定資産税・法人税を支払っており、一般会計繰出し金の減と税収の増により、市の負担は軽減されている。

#### (5) 現在の新武雄病院の地域医療における役割と今後の課題について

平成22年より民間による新武雄病院の運営が開始され、平成23年にバイパス沿いのアクセスの良い現在地に新病院が建設されている。24時間365日の救急診療を提供しており、救急の受け入れが地域医療における新病院の大きな役割と認識されている。

民営移譲前と比較して、入院患者3.5倍、救急受入数13.6倍、手術件数13.5倍、患者数が6.6倍、職員数5倍に増加している。

満床時の入院制限、地域の他病院の閉院による病床の受け皿の減少、若手・中堅医師の招聘などが現在の課題とし認識されているとのことである。

以上